



# 3 駅を中心としたまちづくり

■問い合わせ先 都市計画課 ☎(32)8909

## 都市交通マスタープランを策定しました

都市交通マスタープランとは、都市交通実態調査に基づき、交通実態の分析や都市圏の将来交通量予測を行い、都市計画道路や公共交通及び交通結節点などの将来の方向性を検討し、都市圏全体の交通施策のあり方を示すものです。

本市では、3つの鉄道駅周辺の市街地を都市機能の集積拠点とし、それらを公共交通で繋ぐネットワーク型コンパクトシティの形成を基本理念としています。

このたび、都市交通上のさまざまな課題を踏まえつつ、将来都市像の実現やまちづくり構想などの実現を図るために、今後実施すべき総合的な都市交通施策の基本方針である本計画を策定しました。

### 基本方針の実現に向けたそれぞれの役割

市民	・公共交通への理解と積極的な利用 ・交通マナーの向上
行政	・政策立案 ・地域活動の支援 ・市民ニーズの把握、検証
交通事業者	・安全で快適なサービスの提供 ・効率的な運営 ・利用促進の取り組み

## 基本方針

「快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり」の実現に向け、都市計画マスタープランにおいて掲げたまちづくりの基本理念をもとに、都市交通が担う8つの基本方針を設定しました。これらの方針のもと計画目標を定め、施策を展開していきます。

- ①都市核及びJR 3 駅周辺市街地の拠点性を高め、都市機能集約を促進する広域的な交流・連携の促進
- ②持続可能な都市づくりを推進する環境負荷の少ない都市空間、交通体系の構築
- ③新たな活力・魅力を創出し地域を活性化するJR 3 駅周辺市街地の交通環境づくり
- ④地域を活性化する産業系土地利用などの誘導・形成、産業活動の効率化支援
- ⑤誰もが安全・快適・便利に移動・利用できる交通環境づくり
- ⑥居住環境の安全・安心づくり
- ⑦歴史文化遺産などを活用した観光・交流の促進
- ⑧市民・交通事業者・行政の協働による施策の展開・管理

## 立地適正化計画を改定しました

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法に基づき、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため、おおむね20年後の都市の姿を展望して策定する計画です。

本市では、3つの鉄道駅を中心とし、住宅の立地を誘導する区域と都市機能施設の立地を誘導する区域を設定。「3つの市街地が連携するネットワーク型コンパクトシティの形成」を図ることを基本的な方針として、計画を策定しました。

## 改定の内容

令和2年6月に都市再生特別措置法の一部が改正され、都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）を立地適正化計画において定めることが規定されました。これにより、誘導区域を中心にコンパクトなまちづくりを推進するうえで、防災の観点も考慮したまちづくりを進めていくことが必要になってきました。

今回の改定では、市を取り巻く災害リスクを見える化し、防災上の課題を分析するとともに、防災まちづくりの将来像や目標などを明確にして、ハード・ソフトの両面から安全確保の対策を位置づけた「防災指針」を策定し、立地適正化計画に反映しました。また、令和3年3月に市街化区域に編入した市役所敷地を、誘導区域に追加しました。

### 誘導区域とは

居住誘導区域	居住を誘導して人口密度を維持するエリアです。
都市機能誘導区域	生活サービスを誘導するエリアで、そのエリアに誘導する施設は下記のとおりです。
都市機能誘導施設	居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与するものです。市では、子育て支援施設や高齢福祉施設、医療施設等を設定しています。